

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項  
該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く。)及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります

- ① 建物 29年～47年
- ② 建物附属設備 3年～18年
- ③ 構築物 3年～40年
- ④ 車両運搬具 12年
- ⑤ 器具備品 3年～15年
- ⑥ 機械装置 5年～6年

(2) 無形固定資産

5年に基づく定額法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当会計年度末における退職給付債務を簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算し、計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税込方式によっています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっています。

7 重要な会計方針を変更した旨等

当会計年度より、新会計基準へ移行しております。

消費税等の会計処理を税抜方式から税込方式に変更しました。この変更により損益に与える影響は軽微です。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項  
該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

- ① 土地 544,012千円
- ② 建物 1,026,458千円
- ③ 定期預金 50,000千円

(2) 担保に係わる債務

- ① 短期借入金 50,000千円
- ② 長期借入金 824,802千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者  
該当事項はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と 関係	取引の内 容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田頭 真一	当法人 の理事 長	当法人の理事長 不動産の賃借	賃借料の支 払い	2,176千円	地代家 賃	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

月額賃料は181,411円、当期分を月末に振込にて支払、地代の設定は周辺取引事例を参考に決定致しました。

11 重要な偶発債務に関する事項  
該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項  
該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,130,506千円です。

(2) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
器具備品	156,062	76,936
医療機器	19,411	4,396
車両	66,166	38,200
計	241,639	119,532